

子育て支援・少子化対策に関する基本計画の概要について

1 策定の趣旨

子育て支援・少子化対策条例第 8 条に基づき、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を定めるもの。

また、平成 27 年度から本格施行予定の子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画として策定するもの。

併せて、平成 26 年度末で計画期間が終了する次世代育成支援対策推進法の延長に対応した県の行動計画として策定するもの。(予定)

2 計画の概要

(1) 計画期間

- ・平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年

(2) 計画の内容

条例第 8 条に規定する事項について、子ども・子育て支援法の基本指針及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に留意しながら、具体的に記載する。

- ・目標
- ・基本方針
- ・施策の基本となる事項（4つの基本施策体系別）
 - 家庭・地域における子育て支援
 - 職業生活と家庭生活との両立
 - 子どもの健やかな成長
 - 経済的負担の軽減
- ・目標指標

⑨ ・幼児期の教育・保育の需給計画 等

3 計画の検討スケジュール（案）・・・次ページのとおり

基本計画の検討スケジュール(案)

年度	月	子育て支援・少子化対策県民会議／基本計画策定部会	県民意見の聴取
25	9月	9/9 第1回子育て支援・少子化対策県民会議 ・県民会議を、子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て会議に位置づけ	
	10月	↓	
	11月		
	12月		
	1月	1/17 第2回子育て支援・少子化対策県民会議 ・計画策定の諮問 ・計画策定部会設置の決定 ・意識調査等結果の中間報告	
	2月	↓	
	3月	3/13 第1回 基本計画策定部会 (基本計画の構成案)	
	4月	↓	
	5月	第2回 基本計画策定部会 (基本計画の骨子案)	
	6月	↓	
7月		・子育て等に関するタウンミーティング(7～8月頃) ・教育・保育関係団体等のヒアリング(6～8月頃)	
8月	第3回 基本計画策定部会 (基本計画の中間報告案)	↓	
26	9月	(H26) 第1回子育て支援・少子化対策県民会議 ・基本計画案の中間報告 (計画概要の確定)	
	10月	↓	
	11月		パブリックコメントの実施(11月頃)
	12月	↓	
	1月		
	2月	第4回 基本計画策定部会 (基本計画の最終報告案)	
	3月	(H26) 第2回子育て支援・少子化対策県民会議 ・計画策定についての答申 ・国への報告	

子ども・子育て関連3法に基づく新制度について

平成24年8月成立

◆3法の趣旨 (子ども・子育て支援法、認定こども園の一部を改正する法律、関係整備法)

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

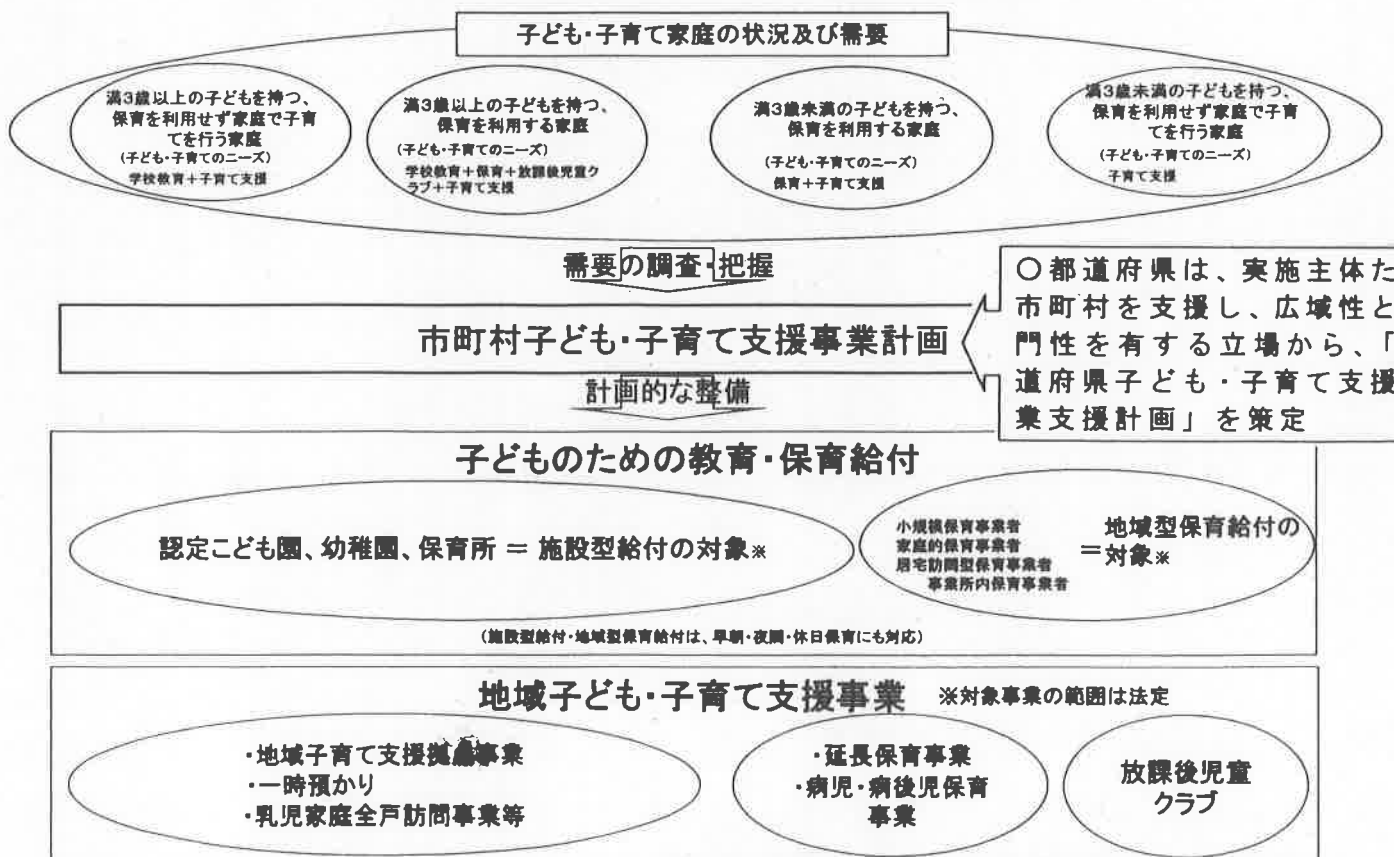
* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



* 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の選定を受けたもの

次世代育成支援対策推進法の概要

(平成17年4月から10年間の時限立法)

- 次世代法は、我が国の急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としている。
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進。

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。
- ※ 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定める。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画
- 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

事業主行動計画の策定・公表・周知

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - 大企業(301人以上):義務
 - 中小企業(101人以上):義務(23年4月~)
 - 中小企業(100人以下):努力義務
 - 一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)
- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

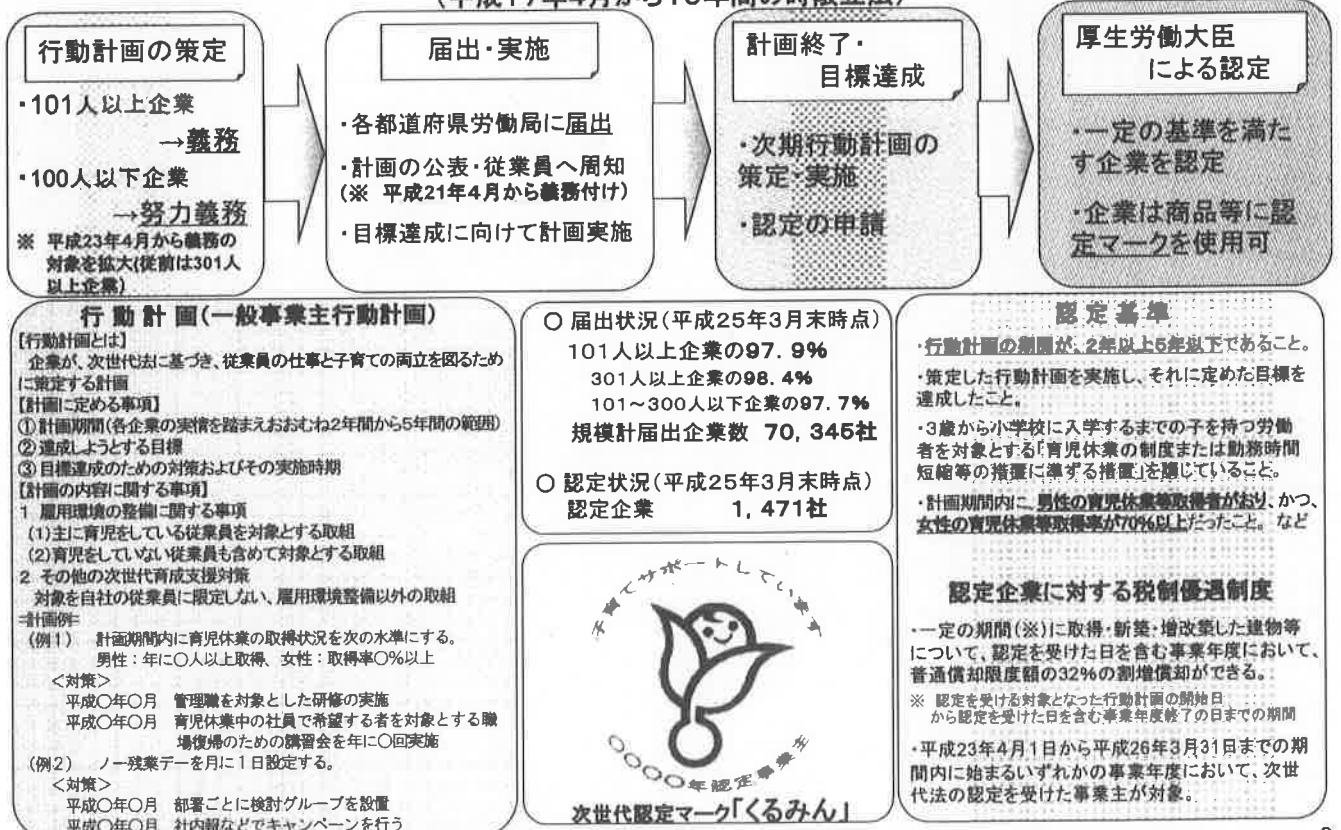
・都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

・事業主団体等による情報提供、相談等の実施

次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画策定・実施

(平成17年4月から10年間の時限立法)



※波線部は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)による改正。